第1回定例会 議案第12号

安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

安芸高田市立図書館条例(平成16年条例第188号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
第 1 条 (略)	第1条 (略)		
(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、 <u>別表</u> のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。		

第3条及び第4条 (略)

(協議会)

第5条 (略)

(組織)

第6条 (略)

(会議)

第7条 (略)

(利用の停止及び取消し)

第8条 (略)

(原状回復の義務)

|第 9 条 利用者は、図書館の利用が終了したときは、速やかに当該施|第 11 条 利用者は、図書館の利用が終了したときは、速やかに当該施 定により利用の停止等の処分を受けたときも同様とする。

2 (略)

第3条及び第4条 (略)

(休館日)

- 第 5 条 図書館の休館日は、別表第 2 に定めるもののほか、資料整理日 (毎月第 2 金曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たると きは、その前日とする。)及び特別整理期間(毎年 10 日間以内の日数で 規則で定める日)とする。
- 2 教育委員会は、前項に規定する休館日のほか、図書館の管理上必要があ るときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第6条 図書館の開館時間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、 教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(協議会)

第7条 (略)

(組織)

第8条 (略)

(会議)

第 9 条 (略)

(利用の停止及び取消し)

第 10 条 (略)

(原状回復の義務)

- 設、設備、備品、資料等を原状に回復しなければならない。前条 の規 設、設備、備品、資料等を原状に回復しなければならない。第 10 条の規 定により利用の停止等の処分を受けたときも同様とする。
 - 2 (略)

(手数料)

第 10 条 図書等 を複写したものの交付を受けようとする者は、申請 第 12 条 図書館資料を複写したものの交付を受けようとする者は、申請 の際、

料を納付しなければならない。

2 手数料の額は、次表に定める額を上限とし、教育委員会規則で定める。

交付するものの種類	額
	用紙 1 枚につき 50 円(用紙の両面を 用いるときは 100 円)
	用紙 1 枚につき 150 円(用紙の両面 を用いるときは 300 円)

(略)

(略)

(略)

(損害賠償の義務)

第 11 条 (略)

(委任)

第 12 条 (略)

別表 (第2条関係)

(表は省略)

(手数料)

の際、用紙 1 枚につき 20 円(用紙の両面を用いるときは、40 円)の手数 料を納付しなければならない。

<u>2</u> (略)

(略)

4 (略)

(損害賠償の義務)

第 13 条 (略)

(委任)

第 14 条 (略)

別表第1(第2条関係)

(表は省略)

別表第2(第5条、第6条関係)

名称	休館日			開館時間
	休日 祝日		年末年始	
安芸高田市立中央	月曜日	(1) 祝日法	12 月 28 日か	(1) 火曜日か
図書館	(5月3	第 2 条に	ら翌1月3日	ら金曜日まで
	日、5	規定する	まで	は、午前 10
	月 4 日	国民の祝		時から午後 7

	又月が日合く ち日曜場除	「国民の 祝日」と いう。)(5	時(2) び午年(3) 5 5 はかま 日はかま日日前後 月月、らで 曜日時時 3 5 午午 及、らでかま 9 6 6
安芸高田市立八千代図書館 安芸高田市立美土里図書館 安芸高田市立高宮図書館 安芸高田市立甲田図書館 安芸高田市立甲田図書館 安芸高田市立向原図書館	月曜日	(1) 国民の 祝日 (2) 国民の 祝日日がのお 曜日に当該 の翌日	(1) 火曜日から金、大曜日前 10時までは、からでででは、(2) 日前後日は、(2) 日前9時まででででです。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。